令和5年度HACCP研修会のご案内

~ 小規模な飲食店向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について ~

食品衛生法の一部改正により、令和3年6月1日から、原則、全ての飲食店においても「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組むことが義務化されていますので、HACCPとはどのような手法なのか、何をどうすれば良いのか、分かり易く解説します。

- 1 日 時 令和5年10月31日(火) 14:00~16:00
- 2 場 所 姫路市市民会館 4 階 第 3 会議室 姫路市総社本町 112 番地 TEL079-284-2800
- 3 内容 小規模な飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について
- 【プログラム】① 基調講演 HACCPに沿った衛生管理について 講師 兵庫県保健医療部生活衛生課 食品安全官 天野 和幸
 - ② 特別講義 飲食店における HACCP の考え方を取り入れた衛生管理 講師 (株)ティーズフードコンサルタント 代表取締役 髙柳 竜雄

HACCP研修会の参加申込書(FAX 078-361-2875)

(フリガナ) 受講者氏名					性	別	男 女
店名 所在地	₹	_					
連絡先	TEL	<u> </u>	<u> </u>	営業 形態	(例)鮨、	中華、蕎麦	E、焼肉等

(申し込み〆切等)

10月25日までにFAX等で申し込んでください。

※ 募集定員(28名)になり次第、締め切らせていただきます。

(公財) 兵庫県生活衛生営業指導センター 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 (兵庫県中央労働センター5F)

TEL078-361-8097 FAX078-361-2875 E-MAIL hyogocenter@seiei.or.jp